

令和8年3月31日成田市教育委員会規則第2号

成田市地域クラブ参加費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、地域クラブに参加する生徒の保護者に対し、当該地域クラブの活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって生徒の地域クラブに参加する機会の充実に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ スポーツ活動、文化芸術活動等に係る部活動に代わる活動を行う団体で、教育長が認めるものをいう。
- (2) 生徒 本市が設置する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に在籍する学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢生徒で、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの（本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると教育長が認めるときにおける当該住民基本台帳に記録されていない当該学齢生徒を含む。）をいう。
- (3) 保護者 生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときその他民法（明治29年法律第89号）第838条第1号に該当するときは、後見人）で、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの（本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると教育長が認めるときにおける当該住民基本台帳に記録されていない当該親権を行う者を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 成田市地域クラブ参加費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護（以下「保護」という。）を受けている世帯に属する生徒の保護者（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 成田市就学援助費支給規則（平成19年教育委員会規則第2号）第9条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けている生徒の保護者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域ク

クラブの活動に要する経費のうち、保護を受けている期間又は認定を受けている期間に係る年会費（地域クラブの活動に要する経費として年を単位として均一に負担すべき経費をいう。以下同じ。）及び月会費（地域クラブの活動に要する経費として月を単位として均一に負担すべき経費をいう。以下同じ。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、保護者が負担すべき補助対象経費に相当する額とし、生徒1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 年会費 5,000円

(2) 月会費 3,500円

（交付申請等の委任）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付手続及び受領について地域クラブ運営団体（地域クラブの運営を行う団体で、市長が認めたものをいう。以下同じ。）に委任するものとする。ただし、教育長が認める者については、この限りでない。

（交付の申請）

第7条 前条本文の規定による委任を受けた地域クラブ運営団体であって、補助金の交付を受けようとするものは、地域クラブ参加費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

(1) 地域クラブに参加する生徒の状況を確認できる書類

(2) 保護を受けている世帯である旨又は認定を受けている生徒である旨を保護者が地域クラブに申し出たことを確認できる書類

(3) 前条本文の規定による保護者からの委任状

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 前条ただし書に規定する者の補助金の交付等の手続については、教育長が別に定める。

（交付の決定）

第8条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、地域クラブ参加費補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

（変更の申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかに地域クラブ参加費補助金変更申請書（別記第3号様式）に第7条第1項各号に掲

げる書類のうち変更に係るものを添えて、教育長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第10条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、地域クラブ参加費補助金変更決定・却下通知書(別記第4号様式)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 教育長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績の報告)

第12条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、地域クラブ参加費補助金実績報告書(別記第5号様式)に第7条第1項各号に掲げる書類を添えて、教育長に報告しなければならない。

(確定の通知)

第13条 教育長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域クラブ参加費補助金確定通知書(別記第6号様式)により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、地域クラブ参加費補助金交付請求書(別記第7号様式)により教育長に請求しなければならない。

(概算払)

第15条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、地域クラブ参加費補助金概算払請求書(別記第8号様式)により教育長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 教育長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたものがあるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けたものに通知するものとする。

3 前各項の規定は、第13条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第17条 教育長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、令和8年度以後の年会費及び月会費に係る補助金について適用する。

[別記様式 略]